

令和 6 年 2 月 8 日
2 1 0 会 議 室

令和 6 年第 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和6年第3回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年2月8日(木)

開会 午後 1時

閉会 午後 2時

休憩① 午後 1時42分～午後1時48分

2 場 所 210会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

小柳 郁美 堀切 菜摘

署名委員 石本 一弘

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志

教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴

学務課長 澤田 克己

統括指導主事 片山 伸哉

統括指導主事 野津 公輝

教育支援課長 鈴木 峰宏

学校給食課長 青木 勇

図書館長 池田 朋之

指導課教職員係長 岡部 進一

生涯学習推進センター文化財係長 浦島 利浩

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 和田 健治 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第3号 立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の一部を改正する規程について
- (2) 議案第4号 令和6年度立川市立小中学校校長候補者の内申について
- (3) 議案第5号 令和6年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について
- (4) 議案第6号 令和6年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）
- (5) 議案第7号 学校給食費の改定について

2 協議

- (1) 卒業式・入学式「お祝いの言葉」について

3 報告

- (1) 立川市指定文化財の指定について

4 その他

令和6年第3回立川市教育委員会定例会議事日程

令和6年2月8日

210 会議室

1 議案

- (1) 議案第3号 立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の一部を改正する規程について
- (2) 議案第4号 令和6年度立川市立小中学校校長候補者の内申について
- (3) 議案第5号 令和6年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について
- (4) 議案第6号 令和6年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）
- (5) 議案第7号 学校給食費の改定について

2 協議

- (1) 卒業式・入学式「お祝いの言葉」について

3 報告

- (1) 立川市指定文化財の指定について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和 6 年第 3 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に石本委員、お願いいたします。

○石本委員 はい、分かりました。

○栗原教育長 よろしくをお願いいたします。本日は、議案 5 件、協議 1 件、報告 1 件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行について、お諮りいたします。1 議案(2)議案第 4 号、令和 6 年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、及び(3) 議案第 5 号、令和 6 年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、は人事案件でございますので、非公開として取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

○栗原教育長 それでは、1 議案(2)議案第 4 号、令和 6 年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、及び(3) 議案第 5 号、令和 6 年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、はその他の終了後に非公開として取り扱います。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第 3 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、片山統括指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第 3 号 立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 それでは、1 議案 (1) 議案第 3 号、立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

澤田学務課長、説明をお願いいたします。

○澤田学務課長 議案第 3 号、立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の一部を改正する規程についてご説明させていただきます。

市立の小・中学校、教職員のストレスチェックの実施方法について、結果判定を速やかに受検者へ知らせることができる Web 方式でも実施できるよう改正するものでございます。また、併せて様式の整理を行いました。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 第8条のところで、言葉が難しくて分かりにくいのですけれども、ストレスチェックは今は委託をしていると思うのですけれども、マイページにログインして、自分のスマホから先生方ができるという理解でよろしいでしょうか。それとも、学校のパソコンからですか。どのように変わるのかなと思ひまして、分かれば教えていただきたいです。

○栗原教育長 澤田学務課長、お願いいたします。

○澤田学務課長 こちらにつきましては、個別に先生方にログインの情報、ユーザーIDや仮パスワードを記載した案内を配布して、手順に沿って受験してもらうのですけれども、想定では、教職員の先生もタブレットPCなどからページに入っていただくイメージですが、スマホでできるかどうかまでは、すみません、そこは答えが難しいです。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 元々は文部科学省から通知があつて、働き方改革の一環でこのようなものは行われていると思うのですけれども、個人でやって、すぐに結果が分かるのは、紙の無駄もないですし、すごくいいことだと思うのですが、それで働き方改革につながるかどうかは、それをどう活用するかが大事だと思います。委託している会社はたくさんデータを持っていて、ほかの職業の中で分析したものや、組織へのフィードバックもあると思うのですけれども、その活用例や、これからこのように活用していくということが、もしあれば教えていただきたいなと思ひました。

○栗原教育長 澤田学務課長、お願いいたします。

○澤田学務課長 学校の校長先生に向けて、オンラインでの会議などを通じて、今回の結果の公表などのフィードバックはしております。それから、今回は高ストレス者に対しては、面談等を希望する方は事前にご意向を確認した上で、学校の校長先生にその高ストレス者の結果などを伝えつつ、面談をしていただいております。面談をしていただいた結果は、また教育委員会に戻していただいた上で、安全配慮の方針などを決定し、また学校長にフィードバックして活用しています。

以上です。

○栗原教育長 教職員のストレスチェックということですが、一般的に、私ども市の職員もストレスチェックを受けていて、その結果については、まず個人のストレスの状態ということで、検査を受けた人に、あなたの状態ということで知らせます。

それとともに、その職場、課の単位になりますけれども、今どのような状況なのか、その課を構成している人の平均値で、大体このような状況という診断が出ます。さらに立川市という一つの大きな組織が全国平均に比べるとストレスが高いのか低いのかという診断も出ます。そういった各階層に応じた診断が出て、それによって学校であれば立川市の平均と比べてどうなのか、全国の平均と比べてどうなのか、相対的なストレスの程度を把握した中で、学校で改善すべきことを検査から得て、対応することになります。

片山統括指導主事からも少し説明を加えていただきます。よろしくお願ひいたします。

○片山統括指導主事 先ほど栗原教育長がご説明されたとおり、学校も同様で、本人へのフィードバック、あとは学校長へのフィードバックもあります。その中で、例えばスクールカウンセラーと教員がカウンセリングをする、もしくは今ですとスクールソーシャルワーカーにつないで、心のケアに取り組んでいる場合もあります。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 先生という職業は、対人関係にストレスを抱えることはある意味自明であるというか、そのようなお仕事だと思います。子供と本気で向き合わなければいけないような、すごく高ストレスなこともあると思いますので、そのあたりのケアをきちんとお願いしたいなと思いました。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 今お聞きしてそう思ったのですが、例えば事例検討のような、このようなことがあって、このようなことをした結果うまくいった、なかなか難しかった、そのような結果も何かの時にご報告いただけるとありがたいなと思っております。

○栗原教育長 今、伊藤委員から頂いたご意見は、高ストレス者に対する対応ということで、例えばその人が改善に向いたなど、もちろん個人が特定できない範囲ですが、そういった事例がございましたら、それをぜひ澤田学務課長のほうでご検討ください。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 一つだけ気になったのはセキュリティーのことなのですが、今までは紙でやっていたということですよね。最後のページに付いている報告書及び意見書が紙で残って、それを物理的に引き出しにしまってということができたと思うのですが、Web になって、ユーザーIDを入力して、パスワードを入力して見られるということは、別の方が見られたりといったことが発生することもあるのかなと思うので、そのあたりのセキュリティー強化について、何かできるといいかなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 こういった情報については機微なものですので、他の方の目に触れるような状況は、もちろん好ましくありません。セキュリティーについても、できる限りのことは対応します。それで100%かと問われるとなかなか難しいところもあるのかもしれませんが、IDとパスワードを含めて、何か対応があればそれもまた検討したいと思っています。

ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 それでは、お諮りいたします。1議案(1)議案第3号、立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第3号、立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の一部を改正する規程については承認されました。

◎議 案

(4) 議案第6号 令和6年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)

○栗原教育長 続きまして、1議案(4)議案第6号、令和6年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、を議題といたします。

野津統括指導主事、説明をお願いいたします。

○野津統括指導主事 議案第6号、令和6年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)に関しましてご説明を申し上げます。

令和5年8月25日、第16回教育委員会定例会においてご決定いただいた、特別支援学級教科用図書について、東京都教育委員会に対して届け出を行ったところ、種目の追加が必要な図書及び絶版等となり供給不能となっている図書が発生していることが分かりました。種目追加についてですが、知的障害特別支援教育の児童において、知的障害特別支援学校の教科である「*生活」で、教科書を給与する場合、小学校の各教科、生活・社会・理科・家庭の教科については給与できないものとしております。当初採択した教科について、数名の児童において知的障害の各教科と通常の学級の教科と混在しており、そのままでは給与できないため、「*生活」で追加採択するものです。

供給不能についてですが、特別支援学級で使用する教科用図書については、東京都が作成する採択に関する参考資料を参考にし、教員も独自に研究をし選定をしております。しかし、参考資料が令和5、6年度使用の教科書用として、令和4年6月に作成されており、資料作成年度においても翌年に向けての発行が困難となることや、絶版となることがございます。今回、あらためて現在採択済みの一般図書の使用等も検討いただいた上で、代替となる図書が必要となった教科については、絶版でないことを確認した上で、追加の採択をご提案するものでございます。新学期に向け、子供たちにとって必要となる図書でございますので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 それでは、お諮りをいたします。1議案(4)議案第6号、令和6年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第6号、令和6年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）、は承認されました。

◎議 案

（5）議案第7号 学校給食費の改定について

○栗原教育長 続きまして、1議案(5)議案第7号、学校給食費の改定について、を議題といたします。

青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、議案第7号、学校給食費の改定についてご説明いたします。

1枚お開きください。1月18日に、立川市学校給食運営審議会へ諮問を行いました、学校給食費の改定について、2月2日に別紙のとおり答申が提出され、その答申に基づき学校給食費の改定を行いたいと考えております。

1、改定の考え方をご覧ください。(1)文部科学省「学校給食実施基準」に定める「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた学校給食を安全・安心に提供できる給食費であること、(2)近隣自治体の給食費と比較し、著しく乖離がないこと、この2点を改定の考え方としております。

2、改定額です。(2)改定額の具体的な計算方法をご覧ください。小学校給食費につきましては、前回改定した令和2年度と令和5年度の食材料費の実績を比較し、献立作成及び食材調達に工夫等に伴う食材料費の減額率を考慮し、改訂後の中学年の給食費は31円増の288円となります。中学校給食費につきましては、令和5年度2学期に改定しておりますので、食材料費の実績、献立作成及び食材調達に工夫等に伴う食材料費の減額率を考慮し、改訂後の給食費は26円増の354円となります。各学年等の学校給食費の改定案につきましては、(1)学校給食費（一食単価）をご覧ください。

(3)適用時期及び今後のスケジュールについて、をご覧ください。本日の教育委員会でお認めいただけましたら、3月7日の文教委員会に報告し、規則改正等を行い、令和6年4月より適用してまいります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。それでは、お諮りいたします。1議案(5)議案第7号、学校給食費の改定について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第7号、学校給食費の改定について、は承認されました。

◎協 議

(1) 卒業式・入学式「お祝いの言葉」について

○栗原教育長 続きまして、2 協議(1)卒業式・入学式「お祝いの言葉」について、に入ります。

澤田学務課長、説明をお願いいたします。

○澤田学務課長 学務課より、協議案件、卒業式・入学式「お祝いの言葉」についてご説明させていただきます。

この内容につきましては、令和6年第1回教育委員会定例会においてご意見を頂きましたので、それを踏まえて教育部内で再度検討し、修正案を作成したところでございます。また、教育委員の皆さまにおかれましては、事前に修正案をメールでお送りさせていただきまして、ご意見を頂きました。ありがとうございました。

今回、机上配布した修正案でございますが、主な修正箇所は、小学校・中学校いずれもこれは卒業式の文面でございますけれども、これまで学んできたことや経験したことを胸に、自分の目標に向かってあなたらしく進んでいってほしいといったメッセージ的な文言を入れたこと、あと中学校の卒業式の文面で、これまで経験したことがないような厳しい状況乗り越えてきた皆さんといった表現はやめ、中学校生活のあらゆる場面で多様な経験を積み、乗り越えてきた皆さんと変えたこと、あとは小学校の入学式の文面で、はっきりと、きれいにできたね、ありがとうなどと言えるようになるだろうといったメッセージがいいというご意見も頂きましたので、そのような表現に修正をしたこと、中学校の入学式の文面で、自己実現に向けて自分の存在や在り方を問う、振り返ることを、中学生になったらそのようなことが必要だといったことが伝わるような表現に修正したほうがよいとのご意見を頂きましたので、そういった内容を盛り込み、全体の流れを整え、細かな文言についても修正を行ったところでございます。

また、小・中学校の卒業式の文案の大谷選手の例話につきましては、一部修正を加え、掲載することとしました。

今回の教育委員の皆さんの中で、メールでお送りした修正案に対するご意見としまして、中学校の卒業式に当たり、保護者へのお礼の中で、この3年間とありますけれども、保護者にとっては義務教育9年間の卒業である、この表現はどうでしょうかというご意見も頂きました。ご意見ありがとうございました。この中学校で過ごした3年間、この学校とともに歩んできていただいたことに、教育委員会として感謝を申し上げる意味でして、文面はこの3年間として変えずに行かせていただきたいと思いますと思っております。

説明は以上でございます。ご協議くださるよう、よろしくお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。このお祝いの言葉につきましては、前々回の教育委員会定例会でもご議論いただきました。また、この間の定例会以外の場でも、教育委員の皆さんにはご意見を頂きまして、この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 全体的に4種類とも、何となく堅苦しい感じから少し柔らかい文面になったかなという印象です。私は教育委員になって1年なのですが、一番初めに協議したのが、確かこのお祝いの言葉で、このような文言をここで協議しているのかとびっくりした協議の一つです。これを毎年、文言を修正して出すことはいいことなのですけども、前回、要るか要らないかという議論が少し出たと思います。私も、今年はこれでいいと思うのですけれども、どちらかというとなくてもいいかなという思いが強いです。

それはなぜかという、教育委員会がみんなをお祝いしたいし、応援しているし、おめでとうと思っていることは当たり前のこと、当然のことなので、わざわざそれを文書にして出さなくてもいいのではないかと思ったりしている部分があります。何か立川市の教育委員会として、どうしてもお祝いの言葉を出さなければいけないというルールがあるのであれば、それはルールなので仕方がないのですけれども、もしそのようなルールがなく、このようなお祝いの言葉をしているのであれば、すぐにとは言いませんが、何年か先になってもいいと思うので、文言を考える方ももちろんいらっしゃるわけで、ここで協議をする時間も使うわけで、その時間をまた別の協議に使うこともできるわけではないですか。このお祝いの言葉はどのぐらいの保護者が読むのだろうと私もずっと疑問には思っていたので、絶対やらなければいけないことではない気がします。段階的にでもいいので、なくしてみようという方向に行ってもいいのかなと、私個人的には思います。文面的には私は全体的に柔らかくなって、今年がいいと思いますけれども、将来的にそういったこともご検討いただけるといいなと思います。

以上です。

○栗原教育長 今の小柳委員のご発言は、文面というよりか、このお祝いの言葉自体がどうかという問いかけでございます。これについては、今日協議するというのではなく、そういった問題提起があったということを捉えた中で、より良い形はについて検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 たくさん協議していただいて、ありがとうございました。私は不要とまでは言い切れない感じもしますが、配布するとなると、デジタル世代なのか分からないのですけれども、紙が地球に対して申し訳ない感じがします。

ただ、入学式のほうは本当に良くしていただいて、保護者目線でこれを子供と一緒にシェアをしたいとも思いますので、紙が必要なのかなとすぐ思ってしまう世代にもすごく響くように書いてくださったのかなと思います。

卒業式のほうは、子供たちに励ましのメッセージをということだったのですけれども、顔が見えないというか、顔が分からない人からメッセージを伝えるのはすごく難しいことだと

思います。誰が言うか、何を言うかという論争はよくありますけれども、何を言うかがすごくクローズアップされてしまいがちなので、これはあまり意味がないなと思われてしまうのは悲しいかなと思いました。

そんな時、先日、立川教育フォーラムでの教育委員会表彰式で、江村美咲選手のビデオメッセージが流れまして、こんなところにいいものがあると思いました。表彰式を欠席されるということで頂いたものだったと思うのですが、苦しい時もあるけれども、そのような時にどうするかという、今まさに自分に挑戦し続けている方の本当に生きた言葉だったので、あそこにいる方しか見られないのが本当にもったいないと思うぐらいです。ああいうものであったら、立川市教育委員会ならではのメッセージにもなり得ると思いますし、江村選手にとっても応援してくれる方が増えるのはいいことではないかなと私は勝手に思いましたので、そのような方向も案として、来年に向けて検討いただければと思いました。意見です。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員からも貴重な意見を頂きました。ありがとうございました。これも今日ではなくて、また次年度以降のお祝いの言葉の協議の中でいろいろ参考にさせていただきたいと思います。

江村美咲さんからのビデオメッセージは本当に響くものがありまして、あの場だけではもったいないなと感じているのは私もそうです。ただ、表彰式で流すということでビデオを作っていたので、そういったことも考慮した中で、また別のところで活用できることの承諾が得られれば、それはまた考えたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 それでは、お諮りをいたします。2 協議(1)卒業式・入学式「お祝いの言葉」について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)卒業式・入学式「お祝いの言葉」について、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川市指定文化財の指定について

○栗原教育長 続きまして、3 報告(1)立川市指定文化財の指定について、に入ります。齋藤教育部長、説明をお願いいたします。

○齋藤教育部長 生涯学習推進センターより、報告事項(1)立川市指定有形文化財の指定について、ご説明をいたします。

本件につきましては、令和5年4月27日に開催されました、令和5年第8回教育委員会定例会にて、立川市指定有形文化財の指定について（諮問）の議決をいただき、翌28日に教育委員会から立川市文化財保護審議会に対して諮問をいたしました。

その後、立川市文化財保護審議会にて、4月28日、7月28日、10月27日及び令和6年1月26日の4回にわたり、対象の文化財の現物をお示しするなどして審議を重ねてまいりました。審議結果につきましては、諮問のありました4件の文化財については、立川市文化財指定基準に規定された基準を満たしているものと判断し、立川市文化財保護審議会第2条に規定する立川市文化財として指定することが適当であるとの結論を2月1日付の答申で同審議会から得られましたので、本日その答申の写しをお示ししてございます。

指定する文化財でございますが、いずれも普濟寺に關係する資料となり、普濟寺の長い歴史の中で現存する寺宝から、地域の歴史に係る資料として、1つに普濟寺版大方等大集經、2つ目として普濟寺古過去帳、3つ目として普濟寺梵鐘、4つ目として普濟寺境内并堂塔図の4件となります。

梵鐘を除く本文化財資料は、平成7年の本堂等火災の後には、立川市歴史民俗資料館で保管されてきました。今後これらの資料は、国宝六面石幢と併せ寺院内に新築された収蔵施設で保存・活用する予定であることを伺っており、貴重な歴史資料として適切な保存等を進めていただくため、所有者より内諾をいただき、市指定文化財の指定についてもご理解をいただいたものでございます。既に令和5年第8回教育委員会定例会で概要をご説明しておりますので、個別の文化財の説明は省略させていただきますが、参考資料を配布させていただいておりますので、後ほどご確認のほどお願いいたします。

なお、今回は文化財保護審議会から答申がありましたことについての報告にとどめ、次回以降の教育委員会定例会に文化財指定についての議案として提出し、ご審議をいただく予定としております。また、文化財の指定に係る告示、所有者に対して行う文化財指定所の交付は3月中を予定しております。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 質問ではございません。これはお願いというか、ぜひそうしていただきたいという思いをお伝えします。立川市の文化財指定基準を見ましても、とにかく大変貴重な古文書であるし、梵鐘であるし、とにかく末永くきっちりと保存をしていただきたいので、どうぞ長い時間にわたって保存状態良く保存ができるよう、ご検討、ご努力いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 質問が一点とお願いが一点です。質問が、2ページの普濟寺古過去帳のところなのですが、概要で一番下のところに、中世資料がほとんど残存しない市内にあってということですが、なぜ立川に中世資料がないのか、何か理由があるのかが気になりました。

お願いは、これはいずれ普濟寺の中の収蔵施設に保存されるということなのですが、こ

れは立川市民科の立派な題材になると思いますし、子どもたちにとってもこのような古い文化財が間近にあると知れることはすごくいいことだと思ひ、できれば収蔵施設に見に行ったり、触れては駄目だけれども、実際に見る機会をつくれたらいいなと思ひました。

これがお願いです。

以上2点です。

○栗原教育長 前段の質問の部分ですが、本日は生涯学習推進センターの浦島文化財係長に出席いただいておりますので、浦島文化財係長に回答をお願いします。

○浦島文化財係長 ご質問についてお答えさせていただきます。中世の資料が立川市内に少ないのはどうしてかですが、中世、いわゆる鎌倉、南北朝時代、それから室町時代の期間、また捉え方によりましては安土桃山時代まで入ってくるところなのですけれども、立川のことを示している資料は、古文書などで、立川市外の研究機関、図書館などにも資料はあつたりしますが、立川市内に現存する資料は実際多くはございません。というのは、やはり日本の文化財の資料は、紙や木のものですとか、そういった経年の時間の変化によって壊れやすいものが多く、600年や700年ぐらい前のものなので、残りにくいということと、長い時間の中で、戦乱や災害の中で失われていくものもでございます。

そういった中で、今回最初に挙げております普済寺版などは、ちょうどその頃の時期のものなのですけれども、立川にずっとあつたというわけではなくて、こちらの資料に書いてありますとおり、鎌倉の鶴岡八幡宮で保存されたものが明治時代に廃仏毀釈によっていろいろなところに分散して、そのものが普済寺の元に戻っているというケースもあります。そういったことで、中世立川の資料は本当に限られた資料しかないのですが、その時代の後に、このようなものがあつたという記録があります。そういったことを書いてあるのが、この古過去帳になりますので、資料の少ない立川の中世の中で、その時代の記録などがとどめられているということで、重要な資料です。

以上です。

○栗原教育長 2番目の要望につきましては、実際に普済寺で国宝の六面石幢を含めて公開されると思いますが、それ以降、どういった形で市内の小・中学生が見学できるのかは、調整していきたいと思っております。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほか、質疑はないようでございます。これで、3報告(1)立川市指定文化財の指定について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はないようでございます。

続きまして、1議案(2)議案第4号、令和6年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、及び1議案(3)議案第5号、令和6年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、に入ります。

会議の冒頭で、本案件については、非公開として取り扱うことと決定しております。傍聴

の方は、退室をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 2 分休憩

午後 1 時 4 8 分再開

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認します。次回第4回教育委員会定例会は、令和6年2月26日月曜日13時30分から、302会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和6年第3回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時

署名委員

.....

教 育 長